

2 法附則第七項の政令で定める日は、昭和三十一年十二月三十一日とする。

附則 (昭和三十七年六月二十九日政令第二七二号)

この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十七年七月一日)から施行する。

附則 (昭和三十八年五月二十七日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年四月二十二日政令第一三四号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第二条の表の第一号から第四号まで及び第七号に掲げる資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和四四年五月二十二日政令第一二八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年四月二十七日政令第九六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年四月一六日政令第一二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年四月一二日政令第七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年七月一二日政令第一九七号)

この政令は、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第五十号)の施行の日(昭和四十八年九月一日)から施行する。

ただし、第一条の規定及び第二条中農業信用保証保険法施行令第一条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二二日政令第一三三号)

この政令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金(第二条の表の第五号に掲げる資金を除く。)についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年一月二二日政令第一三七号)

この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五二年五月二六日政令第一六一号)

この政令は、昭和五十二年六月一日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五二年一〇月三日政令第二九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年五月八日政令第一六〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年四月六日政令第一〇二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年六月五日政令第一六八号)

この政令は、昭和五十四年六月十二日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年九月四日政令第二三九号)

この政令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年四月七日政令第八五号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表の第一号の改正規定(「年六分」を「年六分五厘」に改める部分に限る。)、同表の第二号から第五号まで及び第七号並びに附則第七項の改正規定並びに次項の規定は、昭和五十五年四月十四日から施行する。

前項ただし書に規定する日前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年五月七日政令第一五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年五月一九日政令第一七〇号)

この政令は、法の施行の日(昭和五十六年五月二十日)から施行する。

附則 (昭和五六年六月二六日政令第二三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五九年五月一八日政令第一五〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年五月二二日政令第一四四号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に改正前の農業近代化資金助成法施行令附則第七項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた計画の実施に必要な資金でこの政令の施行後に貸し付けられるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「年五分五厘」とあるのは「年五分五毛」と、「年五分」とあるのは「年四分九厘」と、「年六分五厘」とあるのは「年六分」と、「年六分」とあるのは「年五分九厘」とする。

附則 (昭和六一年三月一四日政令第二四号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年五月一日政令第一四七号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年二月二〇日政令第一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条

この政令は、公布の日から施行する。

第三項第四号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年四月一五政令第一二二号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年七月一日政令第二四九号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十三年一〇月二二日政令第二九九号）

- 1 この政令は、昭和六十三年十月二十八日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附則（平成元年二月一日政令第一七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附則（平成元年九月二七日政令第二八〇号）抄

- 1 この政令は、平成元年十月四日から施行する。
- 4 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成二年四月二〇日政令第一〇六号）抄

- 1 この政令は、平成二年四月二十七日から施行する。

附則（平成二年四月二〇日政令第一〇六号）抄

- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条

第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成二年六月一九日政令第一六八号）

- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二年九月七日政令第二五六号）抄
- 1 この政令は、平成二年九月十四日から施行する。

附則（平成二年九月七日政令第二五六号）抄

- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成二年二月四日政令第三四四号）抄

- 1 この政令は、平成二年十二月十一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成三年六月四日政令第一九八号）

- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三年一月一九日政令第三四四号）抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一月一九日政令第三四四号）抄

- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成三年二月二〇日政令第三七二号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月三〇日政令第一五七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月一三日政令第三四四号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月三〇日政令第一五七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月三〇日政令第一五七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成五年四月一六日政令第一四九号）

- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成五年六月四日政令第一八五号）抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年六月四日政令第一八五号）抄

- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成五年五月二二日政令第一四九号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成五年五月二二日政令第一四九号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成六年六月二九日政令第一九五号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律（次項において「法律第六十九号」という。）第四条の規定による改正前の農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二二二号）第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月一三日政令第四二七号）

- 1 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間については、なお従前の例による。

附則（平成一三年九月二七日政令第三一六号）

- この政令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附則（平成一四年三月二〇日政令第五三三号）
- この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二二日政令第二二二号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

（農業近代化資金助成法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第二条 この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二二二号）第二条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間については、なお従前の例による。

附則（平成一六年七月二日政令第二二二号）抄

- 1 この政令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日政令第九六号）

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年四月二六日政令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年四月一六日政令第一三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月一五日政令第六六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた農業近代化資金及び施行日前に改正法附則第八条第一項に規定する旧就農促進法第四条第一項の認定を受けた者（改正法附則第八条第三項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる農業近代化資金についての農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月二九日政令第二七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 存続中央会に対する第九条の規定による改正後の農業近代化資金融通法施行令第一条の

規定の適用については、同条中「次に掲げる団体又は法人」とあるのは、「次に掲げる団体又は法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。